

供給約款変更認可申請補正書

東京電力株式会社

別 紙

電 気 供 給 約 款

平成 24 年 9 月 1 日 実施

東京電力株式会社

電 気 供 給 約 款

目 次

I 総 則	1
1 適 用.....	1
2 供給約款の認可および変更.....	1
3 定 義.....	1
4 単位および端数処理.....	3
5 実 施 細 目.....	3
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み.....	5
7 需給契約の成立および契約期間.....	5
8 需 要 場 所.....	6
9 需給契約の単位.....	7
10 供 給 の 開 始.....	7
11 供 給 の 単 位.....	8
12 承 諾 の 限 界.....	8
13 需給契約書の作成.....	8
III 契約種別および料金	9
14 契 約 種 別.....	9
15 定 額 電 灯.....	9
16 従 量 電 灯.....	12
17 臨 時 電 灯.....	17
18 公 衆 街 路 灯.....	21

19	低 圧 電 力	25
20	臨 時 電 力	29
21	農 事 用 電 力	31
IV 料金の算定および支払い		33
22	料金の適用開始の時期	33
23	検 針 日	33
24	料金の算定期間	34
25	使用電力量の計量	34
26	料 金 の 算 定	36
27	日 割 計 算	37
28	料金の支払義務および支払期日	37
29	料金その他の支払方法	39
30	延 滞 利 息	40
31	保 証 金	41
V 使用および供給		43
32	適正契約の保持	43
33	力 率 の 保 持	43
34	需要場所への立入りによる業務の実施	43
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	44
36	供 給 の 停 止	45
37	供給停止の解除	46
38	供給停止期間中の料金	46
39	違 約 金	46
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	47
41	制限または中止の料金割引	47
42	損害賠償の免責	48
43	設 備 の 賠 償	48

VI 契約の変更および終了	50
44 需給契約の変更.....	50
45 名義の変更.....	50
46 需給契約の廃止.....	50
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および 工事費の精算.....	51
48 解約等.....	53
49 需給契約消滅後の債権債務関係.....	53
 VII 供給方法および工事	 54
50 需給地点および施設.....	54
51 架空引込線.....	55
52 地中引込線.....	55
53 接続引込線等.....	57
54 中高層集合住宅等への供給方法.....	57
55 引込線の接続.....	58
56 計量器等の取付け.....	58
57 電流制限器等の取付け.....	59
58 専用供給設備.....	59
 VIII 工事費の負担	 61
59 一般供給設備の工事費負担金.....	61
60 特別供給設備の工事費負担金.....	63
61 供給設備を変更する場合の工事費負担金.....	64
62 特別供給設備等の工事費の算定.....	64
63 工事費負担金の申受けおよび精算.....	66
64 臨時工事費.....	67
65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け.....	68

IX 保	安	69
66	保安の責任	69
67	調査	69
68	調査等の委託	69
69	調査に対するお客さまの協力	70
70	保安に対するお客さまの協力	70
71	自家用電気工作物	70
附	則	73
別	表	81

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，
山梨県，静岡県（富士川以東）

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、

そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立

した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有

すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、

すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
	電 力 需 要	低 圧 電 力
臨 時 電 力		
農 事 用 電 力		

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします)。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負

荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。)が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし, 周波数は, 標準周波数50ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, お客さまに特別の事情がある場合には, 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は, 需要家料金, 電灯料金, 小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 電灯料金または小型機器料金は, 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は, 別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は, 別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は, 1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	52円50銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は, 各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	142円17銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	237円09銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	332円01銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	521円85銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	521円85銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	227円33銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	367円50銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	367円50銭

(5) その他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は，5 アンペアといたします。

(ロ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	224円45銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18円89銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さま

の申出によって定めます。

- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	273円00銭
契約電流15アンペア	409円50銭
契約電流20アンペア	546円00銭
契約電流30アンペア	819円00銭
契約電流40アンペア	1,092円00銭
契約電流50アンペア	1,365円00銭
契約電流60アンペア	1,638円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円19銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円10銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	224円45銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	273円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円19銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円10銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には

適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円67銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円32銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円32銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	153円21銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	153円21銭

ニ そ の 他

- (イ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合

で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	300円30銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	32円00銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円30銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	32円00銭
------------	--------

ハ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	47円25銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	129円36銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	216円72銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	304円08銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	478円80銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	478円80銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしていたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。

なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	207円38銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	331円80銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	331円80銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト

または交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は，1 キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	246円75銭
---------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	19円06銭
-------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	213円95銭
---------	---------

ホ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。こ

の場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ） 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

（ロ） （イ）によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,071円00銭
-----------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円50銭	14円99銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはで

きません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	180円42銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円79銭	18円00銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

- イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基

本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	420円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円44銭	11円31銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした

日に検針を行なったものいたします。

- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものいたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。)の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたしま

す。)によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ニ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
 - (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
 - (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金, 最低料金, 最低月額料金または定額制供給の料金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精

算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ 当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の

支払期日といたします。

- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特

別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) お客さまが料金を(1)口により支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。
- (8) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (9) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を

申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操

業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作

物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）（1）または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものとし，また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしがたい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の

立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

- (4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日にお

ける契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行わない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、

電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修 理 費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容

量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたし

ます。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比である分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、

次のイまたは口の最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客様が需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。

イ お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接

続を行ないます。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

56 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めま

す。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものにつ

いては、当社が無償で使用できるものといたします。

- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

57 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される時。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます。)で、これにともない新たに施設される配電設備(専用供給設備を除きます。)の工事こう長が無償こう長(架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。)をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けま

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,360円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	26,565円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。こ

の場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} \right) \times \text{架空配電設備の無償こう長}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配 電 設 備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工 事 工 程

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）

にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費(以下「標準設計工事費」といいます。)をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を
施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を
申し受けます。

(2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事
費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用
供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さま
の希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、
当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、
下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の
需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）、56（計量
器等の取付け）または57（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を
申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として
申し受けます。

(2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更す
る場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の
工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場
合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要す
る材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

- ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
- ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。
- ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。
- (2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。
- (3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- (4) 工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合（(3)の場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
- (5) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものいたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものいたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

- (1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調 査 等 の 委 託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたし

ます。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67（調査）（1）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）

- (2) 68 (調査等の委託)
- (3) 69 (調査に対するお客さまの協力)

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成24年9月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されて

いること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

- (1) お客さまが再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める電気の利用者に該当する場合で、当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

イ ロの場合を除き、平成24年7月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、零円といたします。

ロ 定額制供給の場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

- (2) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定（当該認定に係る年度が平成24年度であるものに限ります。）を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ ロの場合を除き、平成24年7月の検針日から平成25年3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(イ)に準ずるものといたします。

ロ 定額制供給の場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といた

します。

5 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25(使用電力量の計量) (2)口にかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

6 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額

といたします。

7 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 8（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，需給契約の変更がない限り，次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は，0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は，従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	213円95銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円06銭

(3) その他の事項については，公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし，27（日割計算）および41（制限または中止の料金割引）の適用については，従量電灯Aに準ずるものといたします。

8 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 9（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け，脱穀調整用電力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約使用 期 間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最初の30日まで	4,516円89銭	6,618円18銭	10,507円59銭	14,447円95銭	2,575円68銭
30日をこえる 1日につき	39円62銭	64円51銭	129円06銭	190円40銭	56円11銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1日につき	36銭4厘	72銭9厘	1円45銭7厘	2円18銭6厘	72銭9厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

9 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合
平均燃料価格は、66,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300\text{円} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの1灯につき	1円72銭1厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円44銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円16銭3厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円60銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8円60銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円57銭0厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	5円14銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円14銭1厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭9厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭9厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭9厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円38銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円38銭7厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円45銭7厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22銭2厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネ オン 管 灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものとしたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとしたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力(ワット)× 133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力) × 93.3パーセント
出力(キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大

きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		125キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下
	150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下	
0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2	
1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3	

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率(パーセント)

$$= \frac{100_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
200	100	36
	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯 (標準周波数50ヘルツの場合といたします。)

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水 銀 灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧100ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
		キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{協定の対象となる期間の日数}}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{協定の対象となる期間の日数}}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{協定の対象となる期間の日数}}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあ

らかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 高圧および低圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所、変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 区 域	高 圧		低 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
市 街 地		300ボルト	6 ボルト	20ボルト
そ の 他	150ボルト	600ボルト	6 ボルト	20ボルト

ロ 電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架空電線路

(イ) 電線路の施設方法

- a 高圧および低圧の電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧の電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等を使用いたします。

(ハ) 径 間

高圧および低圧の電線路の径間は、原則として次によります。

施設地域	径 間
市 街 地	30メートル
そ の 他	40メートル

(二) 支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

装 柱	施設地域	
	市 街 地	そ の 他
高 圧	15メートル	15メートル
高 低 圧 併 架	15メートル	15メートル
低 圧	12メートル	12メートル
低 圧 引 込	6.9メートル	6.9メートル

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

電 圧		使用箇所	
		引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧		高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低 圧	本 線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引 込 線	低圧引留がいし、多溝がいし、平形がいし、 分割ねじ込みがいし（普通、長足）	

(ハ) 装 柱

高圧電線路および電力用低圧電線路については、水平配列による装柱とし、電灯用低圧電線路については、垂直配列による装柱といたし

ます。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 高圧電線路および電力用低圧電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。
- b 支柱，支線柱は，技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。
- c 変圧器の1次側に使用する開閉器は，高圧カットアウトといたします。
- d 高圧の電線路を保守するため，電線路の分岐箇所その他必要な箇所に，自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(チ) 電線の種類および太さ

- a 高圧および低圧の電線は，導体が銅線，アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。
- b 電線の太さは，許容電流，電圧降下，短絡容量，機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電圧		電線の種類		
		銅線	アルミ線	ケーブル
高圧			公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上
低 圧	本線		公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上
	引込線	直径2.6ミリメートル 以上		直径2.6ミリメートル 以上

- c 電線の許容電流は，次によります。

(単位：アンペア)

種 別	太 さ	よ り 線 (平方ミリメートル)														
		単線(ミリメートル)			よ り 線 (平方ミリメートル)											
		2.6	3.2	5.0	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200	240
高圧絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)									132				288		
	硬 アルミ線 (HAL-OC線)															530
高圧架空ケーブル (CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型 自己支持形高圧架橋 ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル										155		275			475
縁廻し用電線	銅 線 (IJP)											345		450	545	
高圧引下用電線(PDC線)					72											
低圧絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)									132				288		
600ボルトビニル絶縁電線(IV線)		48				61		115		162						
低圧架空ケーブル (SHVVQ-SS)	クオーレックス型自己 支持形特殊耐熱ビニル絶縁 ビニルシースケーブル (150平方ミリメートル×2+ 100平方ミリメートル×2)											270		340		
ビニル外装ケーブル (SVケーブル)	2 心(2SV)	39				51	70			138	188	259				
	3 心(3SV)	34				45	65	86		121	165	217		286		
引込用ビニル 絶縁電線(DV線)	2個より(2DV)	38	50				70			130						
	3個より(3DV)	34	44				62	80		113	152					

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS0168-1:2004)に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適当と認められるものを次の中から選定いたします。

容 量 (キロボルトアンペア)
10, 15, 20, 30, 50, 75, 100, 50+125, 30+70, 20+50, 10+30, 15+50, 20+75

(ヌ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ル) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地中電線路

(イ) 電線路の施設方法

高圧および低圧の電線路は、管路式、暗きょ式または直埋式のうち、

技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 条件	6, 600ボルト	100ボルトまたは200ボルト		
種 類	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (CV-Tケーブル)	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (クワドルプレックス型) (CV-Qケーブル)	600ボルトビニル絶縁 ビニルシースケーブル (SVケーブル)	
線 心 数	3	4	2	3
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	60	8	8
	150	150	14	14
	250	250	38	22
	325		60	38
	500		100	60
				100
				150

(ハ) 多回路開閉器、低圧分岐装置および低圧屋側分岐箱の施設

a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b 低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路からπ型の引込線（π引込みといいます。）を施設いたします。

へ そ の 他

技術上その他やむをえない場合で、中高層集合住宅等への供給のために当社がお客さまの土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは、お客さま施設柱方式、集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

(2) 変電設備

イ シャ断器の選定

シャ断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといたします。

ロ 断路器の選定

断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといたします。

ハ 変流器の選定

変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといたします。

ニ 配電盤に取り付ける装置

配電盤には、電流計、電力計、電圧計、シャ断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

ホ 保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をシャ断するための適切な保護装置を施設いたします。

(3) その他

この標準設計基準に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適当と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。

電気事業法施行規則第 24 条の規定に基づく添付書類

- 1 新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容
- 2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第 1 から第 8 までにより作成した書類
 - (様式第 1)
 - 第 1 表 営業費総括表
 - 第 2 表 事業報酬総括表
 - 第 3 表 控除収益総括表
 - (様式第 2)
 - 第 1 表 営業費明細表
 - 第 2 表 事業報酬明細表
 - 第 3 表 控除収益明細表
 - (様式第 3) 8 部門整理表
 - (様式第 4) 配電費・販売費整理表
 - (様式第 5)
 - 第 1 表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第 2 表 送電・高圧配電非関連費明細表
 - (様式第 6)
 - 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第 6 の 2)
 - 送電・高圧配電非関連需要明細表
 - (様式第 6 の 4)
 - 第 1 表 追加事業報酬総括表
 - 第 2 表 連系設備特別報酬対象額明細表
 - (様式第 7)
 - 第 1 表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
 - 第 2 表 原価等集計表
 - (様式第 8)
 - 第 1 表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1 新旧料金率比較表および 供給条件の変更の内容

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 灯 分)

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	料 金 率		区 分		単 位	料 金 率
			円 銭	円 銭				円 銭
定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	52.50		需要家料金	1 契約	52.50	
	電灯料金				電灯料金			
	20Wまで	1 灯	125.54	[4.28]	20Wまで	1 灯	142.17	
	40Wまで	"	204.87	[8.56]	40Wまで	"	237.09	
	60Wまで	"	283.17	[12.84]	60Wまで	"	332.01	
	100Wまで	"	440.81	[21.41]	100Wまで	"	521.85	
	100W超過	"			100W超過	"		
	100Wまでごとに	"	440.81	[21.41]	100Wまでごとに	"	521.85	
	小型機器料金				小型機器料金			
	50VAまで	1 機器	202.88	[6.39]	50VAまで	1 機器	227.33	
100VAまで	"	318.63	[12.79]	100VAまで	"	367.50		
100VA超過	"			100VA超過	"			
100VAまでごとに	"	318.63	[12.79]	100VAまでごとに	"	367.50		
(旧供給約款附則4の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕								
20VAまでのラジオ	1 台	93.97	[2.56]					
30VAまでのラジオ	"	134.13	[3.84]					
従 量 電 灯	A 最低料金	1 契約	220.70	[4.40]	A 最低料金	1 契約	224.45	
	最初の8kWhまで				最初の8kWhまで			
	電力量料金				電力量料金			
	8kWh超過分	1 kWh	18.42	[0.55]	8kWh超過分	1 kWh	18.89	
	B 基本料金	1 契約	273.00		B 基本料金	1 契約	273.00	
	10アンペア	"	409.50		10アンペア	"	409.50	
	15アンペア	"	546.00		15アンペア	"	546.00	
	20アンペア	"	819.00		20アンペア	"	819.00	
	30アンペア	"	1,092.00		30アンペア	"	1,092.00	
	40アンペア	"	1,365.00		40アンペア	"	1,365.00	
50アンペア	"	1,638.00		50アンペア	"	1,638.00		
60アンペア	"			60アンペア	"			
電力量料金				電力量料金				
最初の120kWhまで	1 kWh	18.42	[0.55]	最初の120kWhまで	1 kWh	18.89		
120kWh超過	"			120kWh超過	"			
300kWhまで	"	23.41	[0.55]	300kWhまで	"	25.19		
300kWh超過分	"	24.68	[0.55]	300kWh超過分	"	29.10		
最低月額料金	1 契約	216.30		最低月額料金	1 契約	224.45		
C 基本料金	1kVA	273.00		C 基本料金	1kVA	273.00		
電力量料金				電力量料金				
最初の120kWhまで	1 kWh	18.42	[0.55]	最初の120kWhまで	1 kWh	18.89		
120kWh超過	"			120kWh超過	"			
300kWhまで	"	23.41	[0.55]	300kWhまで	"	25.19		
300kWh超過分	"	24.68	[0.55]	300kWh超過分	"	29.10		

現 行 料 金				改 定 料 金						
区 分		単 位	料 金 率		区 分		単 位	料 金 率		
			円 銭	円 銭				円 銭	円 銭	
臨 時 電 灯	A	50VAまで1日につき	1 契約	6.56	[0.17]	A	50VAまで1日につき	1 契約	7.67	
		100VAまで	"	13.14	[0.35]		100VAまで	"	15.32	
		100VA超過500VAまで	"	13.14	[0.35]		100VA超過500VAまで	"	15.32	
		100VAまでごとに	"	131.40	[3.45]		100VAまでごとに	"	153.21	
		1kVAまで	"	131.40	[3.45]		1kVAまで	"	153.21	
	B	基本料金	10A	300.30		B	基本料金	10A	300.30	
		電力量料金	1 kWh	26.91	[0.55]		電力量料金	1 kWh	32.00	
	C	基本料金	1kVA	300.30		C	基本料金	1kVA	300.30	
		電力量料金	1 kWh	26.91	[0.55]		電力量料金	1 kWh	32.00	
	公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契約	47.25		A	需要家料金	1 契約	47.25
			電灯料金					電灯料金		
			20Wまで	1 灯	112.94	[4.28]		20Wまで	1 灯	129.36
40Wまで			"	183.87	[8.56]	40Wまで		"	216.72	
60Wまで			"	255.87	[12.84]	60Wまで		"	304.08	
100Wまで			"	397.76	[21.41]	100Wまで		"	478.80	
100W超過			"	397.76	[21.41]	100W超過		"	478.80	
100Wまでごとに		"	397.76	[21.41]	100Wまでごとに	"	478.80			
B		小型機器料金	1 機器	182.93	[6.39]	B	小型機器料金	1 機器	207.38	
		50VAまで	"	282.93	[12.79]		50VAまで	"	331.80	
		100VA超過	"	282.93	[12.79]		100VA超過	"	331.80	
C		(旧供給約款附則6の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕				C	(旧供給約款附則8の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕			
	最低料金	1 契約	199.70	[4.40]	最低料金		1 契約	213.95		
	最初の8kWhまで	1 kWh	17.28	[0.55]	最初の8kWhまで		1 kWh	19.06		
D	基本料金	1kVA	246.75		D	基本料金	1kVA	246.75		
	電力量料金	1 kWh	17.28	[0.55]		電力量料金	1 kWh	19.06		
	最低月額料金	1 契約	195.30			最低月額料金	1 契約	213.95		

注. 現行料金の料金率は、平均燃料価格45,600円/k1の場合の燃料費調整後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金							
区 分		単 位	料 金 率		区 分		単 位	料 金 率			
			円 銭	円 銭				円 銭			
低 圧 電 力	基本料金	1 kW	1,071.00		低 圧 電 力	基本料金	1 kW	1,071.00			
	電力量料金					電力量料金					
	夏季料金	1 kWh	13.75	[0.55]		夏季料金	1 kWh	16.50			
	その他季料金	"	12.71	[0.55]		その他季料金	"	14.99			
臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 kW	155.27 [3.63]		臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 kW	180.42			
	従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の20パーセント増し				従量制供給 基本料金	低圧電力の該当料金の20パーセント増し				
	電力量料金	1 kWh	16.02	[0.55]		電力量料金	1 kWh	19.79			
	夏季料金	"	14.77	[0.55]		夏季料金	"	18.00			
農 事 用 電 力	基本料金	1 kW	420.00		農 事 用 電 力	基本料金	1 kW	420.00			
	電力量料金					電力量料金					
	夏季料金	1 kWh	10.09	[0.55]		夏季料金	1 kWh	12.44			
	その他季料金	"	9.39	[0.55]		その他季料金	"	11.31			
(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで				(旧供給約款附則9の適用を受けていたお客さま) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで							
	0.5 kW		4,422.00	[27.30]		0.5 kW		4,516.89			
	1 kW		6,428.70	[54.30]		1 kW		6,618.18			
	2 kW		10,128.30	[108.90]		2 kW		10,507.59			
	3 kW		13,879.20	[162.90]		3 kW		14,447.95			
	3 kW超過 1 kW増すごとに 30日をこえる 1日につき		2,386.20	[54.30]		3 kW超過 1 kW増すごとに 30日をこえる 1日につき		2,575.68			
	0.5 kW		36.45	[0.91]		0.5 kW		39.62			
	1 kW		58.19	[1.81]		1 kW		64.51			
	2 kW		116.41	[3.63]		2 kW		129.06			
	3 kW		171.44	[5.43]		3 kW		190.40			
	3 kW超過 1 kW増すごとに		49.79	[1.81]		3 kW超過 1 kW増すごとに		56.11			

注. 現行料金の料金率は、平均燃料価格45,600円/k1の場合の燃料費調整後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単位	基準単価	区 分	単位	基準単価
		円 銭厘			円 銭厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A			イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯			電 灯		
20Wまで	1 灯	1.476	20Wまで	1 灯	1.721
40Wまで	"	2.953	40Wまで	"	3.442
60Wまで	"	4.429	60Wまで	"	5.163
100Wまで	"	7.382	100Wまで	"	8.605
100W超過100Wまでごとに	"	7.382	100W超過100Wまでごとに	"	8.605
小型機器			小型機器		
50VAまで	1 機器	2.205	50VAまで	1 機器	2.570
100VAまで	"	4.410	100VAまで	"	5.141
100VA超過	"	4.410	100VA超過	"	5.141
100VAまでごとに	"	4.410	100VAまでごとに	"	5.141
(旧供給約款附則4の適用を受けていたお客さま)					
[附 則]					
20VAまでのラジオ	1 台	0.882			
30VAまでのラジオ	"	1.323			
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.060	50VAまで1日につき	1 契約	0.069
100VAまで	"	0.119	100VAまで	"	0.139
100VA超過500VA	"	0.119	100VA超過500VA	"	0.139
まで100VAまでごとに	"	0.119	まで100VAまでごとに	"	0.139
1kVAまで	"	1.190	1kVAまで	"	1.387
1kVA超過3kVAまで1kVA	"	1.190	1kVA超過3kVAまで1kVA	"	1.387
までごとに	"	1.190	までごとに	"	1.387
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1.251	1日につき	1 kW	1.457
ニ. 農事用電力			ニ. 農事用電力		
(旧供給約款附則7の適用を受けていたお客さま)			(旧供給約款附則9の適用を受けていたお客さま)		
[附 則]			[附 則]		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0.313	0.5kW	1 契約	0.364
1 kW	"	0.625	1 kW	"	0.729
2 kW	"	1.250	2 kW	"	1.457
3 kW	"	1.874	3 kW	"	2.186
3kW超過1kW増すごとに	"	0.625	3kW超過1kW増すごとに	"	0.729
(2) 従量制供給	1 kWh	0.190	(2) 従量制供給	1 kWh	0.222

供給条件の変更の内容

供給約款の供給条件につきましては、以下の見直しを行いませんでした。

- ・当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なう場合の取扱いの明確化
- ・引込線の位置変更工事等に準ずる工事をする場合の取扱いの明確化
- ・工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定する場合の取扱いの明確化
- ・需要場所についての取扱いの明確化
- ・用語の定義その他の今日の見直し

2 一般電気事業供給約款料金算定規則

様式第 1 から第 8 までにより作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位：百万円)

項目	金額	備考
役員給与	—	
給料手当	720,392	平均経費人員：36,283（人） 平均基準賃金：404,724（円／月）
給料手当振替額（貸方）	▲4,778	
退職給与金	96,712	
厚生費	130,727	
委託検針費	48,635	
委託集金費	10,094	
雑給	14,446	
燃料費	7,375,540	
使用済燃料再処理等発電費	62,790	
使用済燃料再処理等既発電費	91,683	
廃棄物処理費	43,468	
特定放射性廃棄物処分費	30,000	
消耗品費	60,431	
修繕費	1,228,629	
水利使用料	12,084	
補償費	17,724	
賃借料	436,112	
託送料	60,120	
事業者間精算費	9,897	振替電力量：31,408（10 ⁶ kWh）
委託費	684,744	
損害保険料	12,188	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	170,220	
普及開発関係費	7,512	
養成費	9,741	
研究費	51,121	
諸費	68,717	
	<—>	
	<2,760>	
電気料貸倒損	7,184	
固定資産税	325,463	
雑税	24,570	
減価償却費	1,851,175	
固定資産除却費	282,701	
原子力発電施設解体費	15,759	
共有設備費等分担額	9,602	
共有設備費等分担額（貸方）	▲47	
地帯間購入電源費	593,963	地帯間購入電力量：39,281（10 ⁶ kWh）
	<1,494>	
地帯間購入送電費	4,455	
他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	1,762,670	他社購入電力量：144,852（10 ⁶ kWh）
	<1,452>	(94,497)
他社購入送電費	1,737	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲2,142	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲2,121	
電源開発促進税	327,228	
事業税	197,717	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲435	
株式交付費	2,547	
株式交付費償却	—	
社債発行費	—	
社債発行費償却	—	
法人税等	16,842	
合計	16,867,817	

原価算定期間を，平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を，備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費，地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を，備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には，過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：百万円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	206,851	
	燃料油費	1,796,009	
	ガス費	5,329,273	
	その他	10,369	
	小 計	7,342,502	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	33,038	
	濃縮関連費	—	
	小 計	33,038	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		7,375,540	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		134,469	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		54,604	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		659,817	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		11.13	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		71,707	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		0.46	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量, 消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	15,510	
	重油 (10 ³ k1)	18,696	
	原油 (10 ³ k1)	6,694	
	LNG (10 ³ t)	65,470	
平均消費価格	石炭 (円/t)	13,297	
	重油 (円/k1)	70,794	
	原油 (円/k1)	68,337	
	LNG (円/t)	70,389	

(2) 修繕費

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費	857,302	
取替修繕費	371,327	
合 計	1,228,629	

(3) 減価償却費

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備	110,694	
火力発電設備	434,470	
原子力発電設備	260,038	
新エネルギー等発電設備	2,634	
送電設備	472,208	
変電設備	189,602	
配電設備	348,454	
業務設備	33,075	
合 計	1,851,175	

第2表

事業報酬総括表

(単位：百万円)

項目		金額	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	20,941,192		
	建設中の資産	1,425,150		
	核燃料資産	2,132,325		
	特定投資	676,259		
	運転資本	営業資本	1,651,022	
		貯蔵品	949,032	
		小計	2,600,054	
	繰延償却資産	—		
	合計	27,774,980		
	報酬率(%)	2.9		
電気事業報酬額	805,474			

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：百万円)

項目	金額	備考
遅収加算料金	—	
地帯間販売電源料	413,412 <6,411>	地帯間販売電力量：34,245 (10 ⁶ kWh)
地帯間販売送電料	1,691 (—)	
他社販売電源料	53,981 <—>	他社販売電力量：3,380 (10 ⁶ kWh)
他社販売送電料	4,021 (—)	
託送収益	9,101 (660)	
事業者間精算収益	929	振替電力量：4,677 (10 ⁶ kWh)
電気事業雑収益	155,179	
預金利息	—	
合計	638,314	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

営業費明細表

（単位：百万円）

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
役員給与	—	—	—	—	
給料手当	236,051	244,016	240,325	720,392	
給料手当振替額（貸方）	▲1,566	▲1,618	▲1,594	▲4,778	
退職給与金	35,195	31,807	29,710	96,712	
厚生費	41,837	44,586	44,304	130,727	
委託検針費	15,655	16,717	16,263	48,635	
委託集金費	3,246	3,464	3,384	10,094	
雑給	7,224	4,047	3,175	14,446	
燃料費	2,765,897	2,438,168	2,171,475	7,375,540	
使用済燃料再処理等発電費	1,179	24,253	37,358	62,790	
使用済燃料再処理等既発電費	30,561	30,561	30,561	91,683	
廃棄物処理費	11,621	14,964	16,883	43,468	
特定放射性廃棄物処分費	11,572	13,272	5,156	30,000	
消耗品費	19,627	22,001	18,803	60,431	
修繕費	386,351	421,073	421,205	1,228,629	
水利使用料	4,011	4,020	4,053	12,084	
補償費	8,666	4,744	4,314	17,724	
賃借料	155,496	142,486	138,130	436,112	
託送料	19,650	20,498	19,972	60,120	
事業者間精算費	3,413	3,174	3,310	9,897	
委託費	230,919	230,151	223,674	684,744	
損害保険料	4,186	4,009	3,993	12,188	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	56,740	56,740	56,740	170,220	
普及開発関係費	2,548	2,518	2,446	7,512	
養成費	3,146	3,353	3,242	9,741	
研究費	19,558	15,770	15,793	51,121	
諸費	24,144	23,262	21,311	68,717	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<920>	<920>	<920>	<2,760>	
電気料貸倒損	2,541	2,337	2,306	7,184	
固定資産税	105,752	107,558	112,153	325,463	
雑税	6,123	8,650	9,797	24,570	
減価償却費	596,430	627,108	627,637	1,851,175	
固定資産除却費	83,822	85,347	113,532	282,701	
原子力発電施設解体費	—	6,212	9,547	15,759	
共有設備費等分担額	3,072	3,239	3,291	9,602	
共有設備費等分担額（貸方）	▲15	▲16	▲16	▲47	
地帯間購入電源費	169,806	214,808	209,349	593,963	
地帯間購入送電費	61	2,273	2,121	4,455	
他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）	650,057 (29,964)	577,830 (32,298)	534,783 (32,235)	1,762,670 (94,497)	
他社購入送電費	579	579	579	1,737	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲787	▲758	▲597	▲2,142	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲716	▲701	▲704	▲2,121	
電源開発促進税	107,085	109,397	110,746	327,228	
事業税	69,215	65,897	62,605	197,717	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲145	▲145	▲145	▲435	
株式交付費	2,547	—	—	2,547	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	5,614	5,614	5,614	16,842	
合計	5,897,968	5,633,265	5,336,584	16,867,817	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（太陽光発電促進付加金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与, 給料手当, 給料手当振替額(貸方), 退職給与金, 厚生費, 委託検針費, 委託集金費及び雑給]

項目	前年度実績	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定 期間計	備考
役員給与	865	257	—	—	—	—	
給料手当	200,366	190,154	179,241	176,268	173,135	528,644	
基準賃金	45,606	41,291	37,314	36,689	36,048	110,051	
基準外賃金	65,793	44,074	26,998	38,215	37,720	102,933	
諸給与金	▲12,120	▲9,543	▲7,320	▲6,971	▲6,383	▲20,674	
控除口(貸方)	▲194	▲174	▲182	▲185	▲195	▲562	
附帯事業等振替額	299,452	265,802	236,051	244,016	240,325	720,392	
小計	▲2,432	▲1,753	▲1,566	▲1,618	▲1,594	▲4,778	
給料手当振替額(貸方)	20,481	▲7,105	▲1,117	▲11,355	▲1,581	▲14,053	
退職給与金	14,911	20,790	25,690	33,430	21,712	80,832	
実払額	11,445	11,396	10,622	9,732	9,579	29,933	
年金保険料	46,837	25,081	35,195	31,807	29,710	96,712	
小計	41,824	38,858	31,863	35,037	34,897	101,797	
法定厚生費	14,911	12,495	9,974	9,549	9,407	28,930	
一般厚生費	56,736	51,353	41,837	44,586	44,304	130,727	
小計	18,942	16,369	15,655	16,717	16,263	48,635	
委託検針費	4,053	3,662	3,246	3,464	3,384	10,094	
委託集金費	6,729	6,122	7,224	4,047	3,175	14,446	
雑給	431,184	366,895	337,642	343,019	335,567	1,016,228	
合計	37,929	38,263	37,131	36,224	35,493	36,283	
平均経費人員(人)	440,222	414,138	402,272	405,505	406,500	404,724	
平均基準賃金(円/月)							

(2) 第3条第2項第2号関係

[燃料費]

項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間計			備考
	消費量 10 ³ kL(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kL(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 百万円	消費量 10 ³ kL(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kL(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 百万円	消費量 10 ³ kL(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kL(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 百万円	消費量 10 ³ kL(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kL(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 百万円	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	236,925	—	—	218,203	—	—	204,689	—	—	—	—	—	燃料油費の消費量は、重油換算値とする。 ガス費の消費量は、LNG換算値とする。
火力燃料重油換算消費 量(発電端10 ³ kL)	48,932	—	—	44,598	—	—	40,939	—	—	—	—	—	
石炭費(10 ³ t, 円/t)	2,982	13,117	39,115	6,210	13,242	82,232	6,350	13,465	85,504	13,309	206,851	—	
燃料油費(10 ³ kL, 円/kL)	11,943	70,685	844,196	9,278	71,146	660,092	4,069	71,694	291,721	71,017	1,796,009	—	
ガス費(10 ³ t, 円/t)	26,251	71,616	1,879,992	23,396	71,771	1,679,162	24,495	72,264	1,770,119	71,879	5,329,273	—	
歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
助燃費(10 ³ kL, 円/kL)	33	71,052	2,345	52	71,779	3,732	52	72,219	3,755	71,771	9,832	—	
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運炭費(円/t)	—	83	249	—	23	142	—	23	146	35	537	—	
小計(重油換算)	48,932	56,525	2,765,897	44,598	54,383	2,425,360	40,939	52,548	2,151,245	54,604	7,342,502	—	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	27,887	—	—	43,820	—	—	—	—	—	
核燃料減損額	—	—	—	—	—	12,808	—	—	20,230	—	33,038	—	
核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正 益(貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計	—	—	—	—	—	12,808	—	—	20,230	—	33,038	—	
燃料費算定に必要な新 エネルギー等発電電力 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等燃料重 油換算消費量 (10 ³ kL)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計(重油換算)	—	—	2,765,897	—	—	2,438,168	—	—	2,171,475	—	7,375,540	—	
合計	—	—	2,765,897	—	—	2,438,168	—	—	2,171,475	—	7,375,540	—	

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等発電費]

項目	至近実績		平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期 間計	備考
	平成20年度	平成21年度						
再処理等費	104,639	101,953	109,160	105,284	111,585	127,062	343,931	
再処理等費引当	44,926	40,129	31,990	—	22,812	35,912	58,724	
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲104,798	▲101,741	▲107,626	▲104,105	▲110,144	▲125,616	▲339,865	
合計	44,767	40,340	33,524	1,179	24,253	37,358	62,790	

(単位：百万円)

[使用済燃料再処理等既発電費]

項目	至近実績		平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期 間計	備考
	平成20年度	平成21年度						
再処理等費引当	217,701	217,701	217,701	30,561	30,561	30,561	91,683	
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲173,691	▲173,691	▲173,691	—	—	—	—	
合計	44,009	44,009	44,009	30,561	30,561	30,561	91,683	

(単位：百万円)

[廃棄物処理費]

項目	至近実績		平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期 間計	備考
	平成20年度	平成21年度						
火力廃棄物処理費	7,646	4,494	5,212	5,551	8,159	8,023	21,733	
放射性廃棄物処理費	11,754	14,360	6,780	6,015	6,750	8,805	21,570	
雑廃棄物処理費	▲531	▲98	—	—	—	—	—	
新エネルギー等廃棄物 処理費	—	53	61	55	55	55	165	
合計	18,869	18,811	12,053	11,621	14,964	16,883	43,468	

(単位：百万円)

[特定放射性廃棄物処分費]

項目	至近実績		平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期 間計	備考
	平成20年度	平成21年度						
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(各年の発電 対応分)	9,019	11,761	5,410	402	2,102	5,156	7,660	
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(平成11年末 迄の発電対応分)	12,467	14,420	11,170	11,170	11,170	—	22,340	
合計	21,487	26,182	16,580	11,572	13,272	5,156	30,000	

(単位：百万円)

[消耗品費]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
	211	164	187	187						
潤滑油脂費	211	164	187	187	276	233	214	689		
雑消耗品費	16,843	16,426	17,659	16,976	13,610	21,768	18,589	59,742		
合計	17,054	16,590	17,846	17,163	13,886	22,001	18,803	60,431		

(単位：百万円)

[補償費]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
	10,321	9,767	9,570	9,886						
定期的補償費	10,321	9,767	9,570	9,886	6,832	3,413	3,066	9,500		
臨時的補償費	506	527	461	498	11,080	722	639	6,398		
損害賠償費	1,869	723	941	1,178	4,425	609	609	1,826		
合計	12,696	11,017	10,972	11,562	22,337	4,744	4,314	17,724		

(単位：百万円)

[賃借料]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
	52,378	51,614	48,623	50,872						
借地借家料	52,378	51,614	48,623	50,872	49,083	44,536	42,907	134,459		
道路占用料	22,797	22,851	24,703	23,450	24,789	28,011	28,545	81,834		
水面使用料	280	311	311	301	315	314	314	942		
線路使用料	1,984	2,006	2,022	2,004	2,046	2,096	2,114	6,286		
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—		
電柱敷地料	14,392	14,448	14,436	14,425	14,479	14,580	14,623	43,725		
線下補償料	21,470	21,446	21,250	21,389	21,115	21,134	21,053	63,344		
機械賃借料	10,844	8,978	9,209	9,677	9,732	10,718	11,097	33,941		
雑賃借料	20,273	18,925	17,871	19,023	29,412	19,689	17,477	71,581		
合計	144,422	140,583	138,428	141,144	150,971	142,486	138,130	436,112		

(単位：百万円)

[託送料]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
	18,074	18,685	19,284	18,681						
託送料	18,074	18,685	19,284	18,681	20,764	20,498	19,972	60,120		

(単位：百万円)

[事業者間精算費]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
	8,714	10,416	9,766	9,632						
事業者間 精算費	8,714	10,416	9,766	9,632	3,415	10,079	10,503	31,408		
料金計	2,909	3,264	3,046	3,073	1,050	3,174	3,310	9,897		

(単位：百万円)

[委託費]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
委託運転費	4,681	4,546	4,419	4,549	2,844	4,187	4,189	12,571		
雑委託費	170,905	169,781	180,471	173,719	186,148	226,724	219,485	672,173		
合計	175,587	174,327	184,891	178,268	188,992	230,919	223,674	684,744		

(単位：百万円)

[損害保険料]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
水力関係	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
火力関係	736	734	736	735	761	767	754	2,288		
原子力関係	563	820	891	758	510	1,279	1,105	3,489		
	1,227	1,446	21	898	3	32	25	86		
新エネルギー等関係	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他	2,178	2,152	2,114	2,148	2,142	2,108	2,109	6,325		
合計	4,705	5,154	3,764	4,541	3,416	4,186	3,993	12,188		

(単位：百万円)

[原子力損害賠償支援機構一般負担金]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	—	—	—	28,370	56,740	56,740	170,220		

(単位：百万円)

[普及開発関係費]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
販売関係普及開発関係費	12,275	13,939	15,155	13,790	2,562	926	926	2,764		
一般普及開発関係費	9,965	10,418	11,748	10,710	3,687	1,622	1,534	4,748		
合計	22,241	24,357	26,904	24,501	6,249	2,548	2,446	7,512		

(単位：百万円)

[養成費]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均					
研修施設運営費	572	594	615	468	415	440	435	1,290	
その他養成費	5,031	4,145	4,564	2,210	2,731	2,913	2,807	8,451	
合計	5,604	4,740	5,179	2,678	3,146	3,353	3,242	9,741	

(単位：百万円)

[研究費]

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
社内研究費	4,937	3,290	5,093	4,440	6,561	3,133	1,920	2,483	7,536	
委託研究費	32,461	29,832	32,657	31,650	16,670	16,425	13,850	13,310	43,585	
合計	37,398	33,123	37,750	36,090	23,231	19,558	15,770	15,793	51,121	

(単位：百万円)

[諸費]

項目	至近実績						原価算定期間 計	備考	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均		平成26年度			
	12,509	12,277	10,769	11,852	10,827				10,035
通信運搬費	4,780	4,588	4,891	4,753	5,178	5,141	30,670	17,123	
旅費	2,064	5,206	1,680	2,983	356	—	—	—	—
寄付金	5,040	4,790	4,924	4,918	3,479	920	920	2,760	—
その他諸費	46,211	33,899	17,474	32,528	11,764	6,141	6,581	18,164	18,164
合計	70,606	60,762	39,741	57,036	31,000	24,144	23,262	68,717	68,717

(単位：百万円)

[電気料貸倒損]

項目	至近実績						原価算定期間 計	備考	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均		平成26年度			
	149	11	1	54	5				24
貸倒引当額	1,935	2,639	2,103	2,226	1,875	2,191	2,260	6,733	451
貸倒発生額	2,085	2,649	2,104	2,279	1,870	2,541	2,337	2,306	7,184
合計									

(単位：百万円)

[固定資産除却費]

項目	至近実績						原価算定期間 計	備考	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均		平成26年度			
	413	541	1,777	910	933				2,210
水力発電設備	418	369	552	446	835	1,268	1,278	2,431	5,575
水力発電設備	1,347	1,800	5,252	2,800	13,316	4,352	4,469	8,796	17,617
原子力発電設備	10,008	4,831	6,690	7,176	2,902	6,765	6,538	16,833	30,136
原子力発電設備	2,881	3,453	3,177	3,170	2,468	5,756	3,943	4,144	13,843
原子力発電設備	2,875	4,869	3,936	3,893	1,650	2,912	1,322	1,800	6,034
原子力発電設備	—	0	—	—	—	—	1	6	7
原子力発電設備	—	0	—	—	—	1	1	15	17
送電設備	4,996	5,514	4,676	5,062	3,730	6,578	7,398	7,680	21,656
送電設備	9,127	10,420	8,346	9,298	7,684	13,221	18,359	27,038	58,618
変電設備	2,082	1,838	3,059	2,340	3,873	5,069	5,285	4,834	15,188
変電設備	2,922	2,648	4,580	3,383	2,884	5,929	6,147	7,298	19,374
配電設備	7,245	6,761	6,187	6,731	5,126	9,218	9,180	10,110	28,508
配電設備	20,597	19,667	18,595	19,620	17,127	19,305	17,632	18,591	55,528
業務設備	1,384	483	1,373	1,080	1,538	792	572	822	2,186
業務設備	527	415	756	566	772	1,272	1,241	924	3,437
合計	20,350	20,392	25,546	22,096	30,984	33,149	32,829	38,602	104,580
合計	46,477	43,223	43,458	44,386	33,834	50,673	52,518	74,930	178,121

(単位：百万円)

[原子力発電施設解体費]

項目	至近実績						原価算定期間 計	備考	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均		平成26年度			
	—	—	—	—	—				—
解体費	16,245	18,594	20,889	6,936	—	6,212	9,547	15,759	—
資産除去債務計上 (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	16,245	18,594	20,889	6,936	—	6,212	9,547	15,759	—

(単位：百万円)

原子力発電施設解体引当金
に関する省令に係るものに
限る。

[共有設備費等分担額，共有設備費等分担額（貸方）]

（単位：百万円）

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
共有設備費等分 担額	水力発電設備	864	1,008	894	924	965	928	2,817	
	火力発電設備	1,071	828	959	1,026	990	1,122	3,138	
	原子力発電設備	25	35	33	27	27	27	81	
	送電設備	775	742	630	1,059	1,214	1,171	3,444	
	配電設備	27	24	22	36	43	43	122	
	小計	2,764	2,638	2,540	3,072	3,239	3,291	9,602	
共有設備費等分 担額（貸方）	水力発電設備	▲11	▲10	▲11	▲10	▲11	▲11	▲32	
	火力発電設備	▲6	▲4	▲4	▲5	▲5	▲5	▲15	
	小計	▲17	▲15	▲15	▲15	▲16	▲16	▲47	
合計	2,746	2,623	2,524	3,057	3,223	3,275	9,555		

（記載注意）

（何）の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

[開発費，開発費償却]

（単位：百万円）

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

[電力費振替勘定（貸方）]

（単位：百万円）

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
建設工費用	▲278	▲197	▲117	▲138	▲138	▲138	▲138	▲414	
附帯事業用	▲5	▲5	▲5	▲7	▲7	▲7	▲7	▲21	
合計	▲284	▲202	▲122	▲145	▲145	▲145	▲145	▲435	

[株式交付費，社債発行費]

（単位：百万円）

項目	至近実績			平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度						
株式交付費	4	1	2,186	-	-	-	-	2,547	
社債発行費	1,972	944	783	-	-	-	-	-	
合計	1,976	945	2,970	-	-	-	-	2,547	

(4) 第3条第2項第4号関係

[修繕費]

項目	至近実績								平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計		備考
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均 修繕費 率 (%)	平均 修繕費 率 (%)								
水力発電設備	平均帳簿原価	1,770,827	1,772,384	1,771,342	1,772,487	1,774,519	0.68%	1,775,624	1,785,546	1,796,311	1,833,539	5,415,396	0.83%	22年度以降の平均帳簿原価は、 資産除去債務除き。	
	修繕費	15,393	12,247	9,621	10,346	12,521	1.47%	9,412	13,788	14,605	16,435	44,828	1.50%		
火力発電設備	平均帳簿原価	5,337,140	5,343,158	5,451,955	5,549,532	5,589,044	1.97%	5,648,033	5,765,926	6,009,590	6,179,376	17,954,892	1.32%		
	修繕費	88,015	78,809	91,064	70,873	73,000	7.63%	74,011	92,911	98,690	78,324	269,925	1.11%		
原子力発電設備	平均帳簿原価	5,061,002	5,060,574	5,076,922	5,141,262	5,176,382	0.44%	5,201,941	5,272,191	5,327,588	5,385,093	15,984,872	0.54%		
	修繕費	120,025	115,961	78,877	84,921	102,906	3.12%	29,165	48,739	83,388	79,219	211,346	3.21%		
新エネルギー等 発電設備	平均帳簿原価	—	—	—	2,053	4,107	—	10,994	17,882	17,889	21,732	57,503	—		
	修繕費	—	—	—	159	311	—	224	239	205	193	637	—		
送電設備	平均帳簿原価	7,071,205	7,119,143	7,168,427	7,215,437	7,267,974	0.44%	7,321,265	7,381,682	7,463,991	7,581,881	22,427,554	0.41%		
	修繕費	39,882	34,164	25,954	26,836	30,827	—	19,673	29,886	30,228	31,403	91,517	—		
変電設備	平均帳簿原価	3,310,117	3,348,777	3,364,000	3,379,293	3,394,504	0.54%	3,406,564	3,420,771	3,443,285	3,471,629	10,335,685	0.54%		
	修繕費	23,432	19,647	15,118	15,488	17,319	—	10,016	19,356	18,659	17,988	56,003	—		
配電設備	平均帳簿原価	5,060,056	5,143,420	5,219,812	5,290,988	5,358,933	—	5,423,058	5,490,487	5,563,783	5,640,634	16,694,904	—		
	修繕費	163,974	164,510	154,792	159,714	169,216	3.12%	139,468	175,213	169,168	191,174	535,555	3.21%		
業務設備	平均帳簿原価	505,705	503,684	504,075	496,442	491,602	—	489,074	491,464	497,832	500,973	1,490,269	—		
	修繕費	8,242	6,713	5,707	5,430	5,634	1.27%	4,428	6,219	6,130	6,469	18,818	1.26%		
合計	平均帳簿原価	28,116,057	28,291,144	28,556,537	28,847,496	29,057,068	1.44%	29,276,552	29,625,947	30,120,266	30,614,857	90,361,070	1.36%		
	修繕費	458,966	432,054	381,136	373,770	411,738	—	286,397	386,351	421,073	421,205	1,228,629	—		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	4,011	4,020	4,053	12,084	
水利使用料					

(単位：百万円)

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	36,515	34,949	36,202	107,666	
水力発電設備					
普通償却費	36,515	—	—	—	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	324	2,472	232	3,028	
火力発電設備					
普通償却費	112,490	122,652	157,043	392,185	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	5,388	33,668	3,229	42,285	
原子力発電設備					
普通償却費	87,318	86,324	86,396	260,038	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
新エネルギー発電設備					
普通償却費	788	674	950	2,412	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	222	222	
送電設備					
普通償却費	158,222	155,999	157,987	472,208	
特別償却費	—	—	—	—	
変電設備					
普通償却費	64,663	63,213	61,726	189,602	
特別償却費	—	—	—	—	
配電設備					
普通償却費	119,529	115,986	112,939	348,454	
特別償却費	—	—	—	—	
業務設備					
普通償却費	11,193	11,171	10,711	33,075	
特別償却費	—	—	—	—	
合計	590,718	590,968	623,954	1,805,640	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	5,712	36,140	3,683	45,535	

(単位：百万円)

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	105,752	107,558	112,153	325,463	
固定資産税					
雑税	6,123	8,650	9,797	24,570	
電源開発促進税	107,085	109,397	110,746	327,228	
事業税	69,215	65,897	62,605	197,717	
合計	288,175	291,502	295,301	874,978	

(単位：百万円)

(8) 第3条第2項第8号関係

[地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費]

項目	平成24年度		平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度				
地帯間購入電源費	料金計	169,806	214,808	209,349	593,963	
	料金計		2,273	2,121	4,455	
地帯間購入送電費	電力量(10 ⁶ kWh)		15,556	15,080	39,281	
	他社購入電源費(太陽光発電促進 交付金相当額及び再エネ特措法交 付金相当額を除く。)	650,057 (29,964)	577,830 (32,298)	534,783 (32,235)	1,762,670 (94,497)	
他社購入電力料	料金計	579	579	579	1,737	
	電力量(10 ⁶ kWh)	53,463	46,359	45,030	144,852	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(太陽光発電促進交付金相当額及び再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連振替額(貸方)]

項目	至近実績				平成25年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均振替率 (%)						
建設分担関連振替額 (貸方)	総工事資金	557,234	572,435	610,302	686,957	753,938	725,925	607,355	2,087,218	建設分担関連振替額 の算定に用いた振 替率は以下の通り 電気事業分：0.107% 附帯事業分：0.011%
	振替額	▲471	▲422	▲1,447	▲1,289	▲787	▲758	▲597	▲2,142	
附帯事業営業費用分担 関連振替額(貸方)	振替額	▲1,071	▲967	▲898	▲1,082	▲716	▲701	▲704	▲2,121	
	附帯事業営業費用	87,947	66,925	79,189	104,785	94,631	95,554	101,794	291,979	

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
対象交付 (発行)費 用	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
法人税等	法人税	4,814	4,814	14,442	
	法人税割	800	800	2,400	
合計	5,614	5,614	5,614	16,842	

第2表

事業報酬明細表

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産	6,900,462	6,898,315	7,142,415	20,941,192	
建設中の資産	508,601	540,729	375,820	1,425,150	
核燃料資産	734,302	706,632	691,391	2,132,325	
特定投資	223,534	225,905	226,820	676,259	
営業資本	589,475	548,861	512,686	1,651,022	
貯蔵品	356,004	313,574	279,454	949,032	
小計	945,479	862,435	792,140	2,600,054	
繰延償却資産	—	—	—	—	
合計	9,312,378	9,234,016	9,228,586	27,774,980	
報酬率 (%)	2.9	2.9	2.9	2.9	
電気事業報酬額	270,059	267,786	267,629	805,474	

《項目別明細表》
(1) 第4条第3項關係
[特定固定資産]

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	帳簿原価	1,773,510	1,790,145	1,793,321	5,356,976	
	工事費負担金等	9,803	9,792	9,777	29,372	
	減価償却累計額	1,115,360	1,146,167	1,174,952	3,436,479	
	差引帳簿価額	648,347	634,186	608,592	1,891,125	
	帳簿原価増加額	24,062	13,808	82,858	120,728	
	工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
	減価償却累計額増加額	36,839	37,421	36,434	110,694	
	帳簿原価減少額	7,427	10,632	11,860	29,919	
	工事費負担金等減少額	11	15	17	43	
	減価償却累計額減少額	6,032	8,636	9,633	24,301	
	帳簿原価	1,790,145	1,793,321	1,864,319	5,447,785	
	工事費負担金等	9,792	9,777	9,760	29,329	
	減価償却累計額	1,146,167	1,174,952	1,201,753	3,522,872	
	差引帳簿価額	634,186	608,592	652,806	1,895,584	
平均帳簿価額	642,543	620,157	634,484	1,897,184		
火力発電設備	帳簿原価	5,523,900	5,625,393	5,940,155	17,089,448	
	工事費負担金等	54,162	54,182	54,246	162,590	
	減価償却累計額	4,586,256	4,615,528	4,721,138	13,922,922	
	差引帳簿価額	883,482	955,683	1,164,771	3,003,936	
	帳簿原価増加額	195,180	376,372	229,512	801,064	
	工事費負担金等増加額	79	113	92	284	
	減価償却累計額増加額	117,725	156,292	160,264	434,281	
	帳簿原価減少額	40,342	51,358	223,009	314,709	
	工事費負担金等減少額	59	49	51	159	
	減価償却累計額減少額	36,572	46,839	214,125	297,536	
	帳簿原価	5,678,738	5,950,407	5,946,658	17,575,803	
	工事費負担金等	54,182	54,246	54,287	162,715	
	減価償却累計額	4,667,409	4,724,981	4,667,277	14,059,667	
	差引帳簿価額	957,147	1,171,180	1,225,094	3,353,421	
平均帳簿価額	931,182	1,027,541	1,257,058	3,215,781		

(単位：百万円)

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	帳簿原価	2,631,645	2,624,406	2,645,342	7,901,393	
	工事費負担金等	4,471	4,478	4,484	13,433	
	減価償却累計額	2,269,597	2,286,343	2,317,842	6,873,782	
	差引帳簿価額	357,577	333,585	323,016	1,014,178	
	帳簿原価増加額	23,865	33,771	47,864	105,500	
	工事費負担金等増加額	9	6	6	21	
	減価償却累計額増加額	44,636	43,008	44,723	132,367	
	帳簿原価減少額	31,104	12,835	16,177	60,116	
	工事費負担金等減少額	2	—	2	4	
	減価償却累計額減少額	27,890	11,509	14,505	53,904	
	帳簿原価	2,624,406	2,645,342	2,677,029	7,946,777	
	工事費負担金等	4,478	4,484	4,488	13,450	
	減価償却累計額	2,286,343	2,317,842	2,348,060	6,952,245	
	差引帳簿価額	333,585	323,016	324,481	981,082	
平均帳簿価額	333,830	324,679	319,533	978,042		
期首	帳簿原価	17,717	17,644	17,653	53,014	
新エネルギー等発電設備	期首	工事費負担金等	—	—	—	—
	残高	減価償却累計額	3,731	4,518	5,190	13,439
	期中	差引帳簿価額	13,986	13,126	12,463	39,575
	期末	帳簿原価増加額	6	12	7,706	7,724
	期中	工事費負担金等増加額	—	—	—	—
	増減	減価償却累計額増加額	788	674	1,172	2,634
	減額	帳簿原価減少額	79	3	29	111
	期末	減価償却累計額減少額	—	—	—	—
	期中	帳簿原価	17,644	17,653	25,330	60,627
	期末	工事費負担金等	—	—	—	—
	残高	減価償却累計額	4,518	5,190	6,339	16,047
	期中	差引帳簿価額	13,126	12,463	18,991	44,580
	期末	平均帳簿価額	13,515	12,789	15,165	41,469
	送電設備	期首	帳簿原価	7,076,534	7,173,648	7,259,035
期中		工事費負担金等	169,725	170,973	172,527	513,225
残高		減価償却累計額	4,993,336	5,119,910	5,240,529	15,353,775
期末		差引帳簿価額	1,913,473	1,882,765	1,845,979	5,642,217
期中		帳簿原価増加額	136,179	129,321	193,446	458,946
増減		工事費負担金等増加額	2,487	2,948	3,438	8,873
減額		減価償却累計額増加額	158,084	155,896	157,911	471,891
期末		帳簿原価減少額	39,065	43,934	45,608	128,607
期中		工事費負担金等減少額	1,239	1,394	1,447	4,080
増減		減価償却累計額減少額	31,510	35,277	36,608	103,395
期末		帳簿原価	7,173,648	7,259,035	7,406,873	21,839,556
残高		工事費負担金等	170,973	172,527	174,518	518,018
期中		減価償却累計額	5,119,910	5,240,529	5,361,832	15,722,271
期末		差引帳簿価額	1,882,765	1,845,979	1,870,523	5,599,267
平均	平均帳簿価額	1,916,124	1,868,414	1,883,899	5,668,437	

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
変電設備	帳簿原価	3,387,277	3,392,971	3,423,174	10,203,422	
	工事費負担金等	48,745	49,449	50,323	148,517	
	減価償却累計額	2,547,789	2,576,336	2,601,895	7,726,020	
	高	790,743	767,186	770,956	2,328,885	
	帳簿原価増加額	47,062	73,333	63,334	183,729	
	期中	887	1,065	1,038	2,990	
	増	64,663	63,213	61,726	189,602	
	減	41,368	43,130	39,449	123,947	
	額	183	191	175	549	
	減価償却累計額減少額	36,116	37,654	34,440	108,210	
	期末	3,392,971	3,423,174	3,447,059	10,263,204	
	残高	49,449	50,323	51,186	150,958	
配電設備	帳簿原価	2,576,336	2,601,895	2,629,181	7,807,412	
	工事費負担金等	767,186	770,956	766,692	2,304,834	
	減価償却累計額	773,814	769,629	771,353	2,314,796	
	高	5,449,068	5,523,253	5,595,223	16,567,544	
	平均帳簿原価	46,358	47,169	47,976	141,503	
	期中	3,237,701	3,321,680	3,402,588	9,961,969	
	増	2,165,009	2,154,404	2,144,659	6,464,072	
	減	119,219	116,821	129,593	365,633	
	額	1,025	1,021	1,124	3,170	
	減価償却累計額増加額	119,581	116,365	114,197	350,143	
	帳簿原価減少額	45,034	44,851	49,394	139,279	
	期末	214	214	235	663	
残高	35,602	35,457	39,049	110,108		
業務設備	帳簿原価	5,523,253	5,595,223	5,675,422	16,793,898	
	工事費負担金等	47,169	47,976	48,865	144,010	
	減価償却累計額	3,321,680	3,402,588	3,477,736	10,202,004	
	高	2,154,404	2,144,659	2,148,821	6,447,884	
	平均帳簿原価	2,156,440	2,142,897	2,132,333	6,431,670	
	期中	452,725	461,321	465,593	1,379,639	
	増	20,385	20,374	20,366	61,125	
	減	300,867	306,821	314,186	921,874	
	額	131,473	134,126	131,041	396,640	
	減価償却累計額増加額	14,412	8,381	7,706	30,499	
	帳簿原価増加額	1	1	1	3	
	期末	10,873	10,905	10,563	32,341	
残高	5,816	4,109	5,911	15,836		
その他	帳簿原価	12	9	12	33	
	期中	4,919	3,540	5,078	13,537	
	増	461,321	465,593	467,388	1,394,302	
	減	20,374	20,366	20,355	61,095	
	額	306,821	314,186	319,671	940,678	
	減価償却累計額	134,126	131,041	127,362	392,529	
	高	133,014	132,209	128,590	393,813	
	平均帳簿原価	6,900,462	6,898,315	7,142,415	20,941,192	
	期末					
	残高					
	平均帳簿原価					

[建設中の資産]

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	80,866	74,725	78,402	233,993
	期中増加額	18,878	17,478	26,824	63,180
	期中減少額	25,019	13,801	60,100	98,920
	期末帳簿価額	74,725	78,402	45,126	198,253
	平均帳簿価額	78,501	81,031	52,971	212,503
火力発電設備	期首帳簿価額	273,217	337,014	221,202	831,433
	期中増加額	213,748	225,641	75,619	515,008
	期中減少額	149,951	341,453	203,929	695,333
	期末帳簿価額	337,014	221,202	92,892	651,108
	平均帳簿価額	304,499	347,851	100,398	752,748
原子力発電設備	期首帳簿価額	153,027	175,717	175,271	504,014
	期中増加額	74,602	33,383	42,593	150,577
	期中減少額	51,912	33,829	53,183	138,923
	期末帳簿価額	175,717	175,271	164,681	515,668
	平均帳簿価額	173,052	181,676	179,138	533,866
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	2,086	3,457	6,518	12,061
	期中増加額	1,377	3,073	965	5,415
	期中減少額	6	12	7,483	7,501
	期末帳簿価額	3,457	6,518	—	9,975
	平均帳簿価額	2,774	4,994	4,142	11,910
送電設備	期首帳簿価額	279,497	364,261	366,759	1,010,517
	期中増加額	200,022	127,776	133,079	460,877
	期中減少額	115,258	125,278	190,343	430,879
	期末帳簿価額	364,261	366,759	309,495	1,040,515
	平均帳簿価額	374,358	382,709	340,003	1,097,070
変電設備	期首帳簿価額	16,896	29,340	20,863	67,099
	期中増加額	66,886	63,076	55,569	185,531
	期中減少額	54,442	71,553	60,971	186,966
	期末帳簿価額	29,340	20,863	15,461	65,664
	平均帳簿価額	37,982	38,799	27,373	104,154
配電設備	期首帳簿価額	8,861	8,861	8,861	26,583
	期中増加額	118,480	117,523	129,913	365,916
	期中減少額	118,480	117,523	129,913	365,916
	期末帳簿価額	8,861	8,861	8,861	26,583
	平均帳簿価額	38,481	38,360	41,349	118,190
業務設備	期首帳簿価額	6,255	3,986	3,986	14,227
	期中増加額	11,305	7,987	7,648	26,940
	期中減少額	13,574	7,987	7,272	28,833
	期末帳簿価額	3,986	3,986	4,362	12,334
	平均帳簿価額	7,803	6,287	6,293	20,383
レイトベース	508,601	540,729	375,820	1,425,150	

[核燃料資産]

(単位：百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	495,016	495,257	496,343	1,486,616	
期中増加額	17,171	15,483	45,326	77,980	
期中減少額	16,930	14,397	20,230	51,557	
期末帳簿価額	495,257	496,343	521,439	1,513,039	
平均帳簿価額	495,137	495,800	508,892	1,499,829	
期首帳簿価額	253,331	224,998	196,665	674,994	
期中増加額	—	—	—	—	
期中減少額	28,333	28,333	28,333	84,999	
期末帳簿価額	224,998	196,665	168,332	589,995	
平均帳簿価額	239,165	210,832	182,499	632,496	
レポートベース	734,302	706,632	691,391	2,132,325	

[特定投資]

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	1,161	—	—	1,161
	期中増加額	▲1,161	—	—	▲1,161
	期末帳簿価額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	558	—	—	558
日本原子力研究 開発機構	期首帳簿価額	3,347	3,347	3,347	10,041
	期中増加額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	3,347	3,347	3,347	10,041
	平均帳簿価額	3,347	3,347	3,347	10,041
日本原燃	期首帳簿価額	171,572	171,572	171,572	514,716
	期中増加額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	171,572	171,572	171,572	514,716
	平均帳簿価額	171,572	171,572	171,572	514,716
リサイクル燃料貯蔵	期首帳簿価額	4,800	4,800	4,800	14,400
	期中増加額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	4,800	4,800	4,800	14,400
	平均帳簿価額	4,800	4,800	4,800	14,400
原子力損害賠償 支援機構	期首帳簿価額	2,379	2,379	2,379	7,137
	期中増加額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	2,379	2,379	2,379	7,137
	平均帳簿価額	2,379	2,379	2,379	7,137
ウラン鉱山プロジェクト (・シガレイク・プロジェクト) (・ハラサン・プロジェクト1) (・ハラサン・プロジェクト2)	期首帳簿価額	38,805	42,952	44,662	126,419
	期中増加額	4,147	1,710	121	5,978
	期末帳簿価額	42,952	44,662	44,783	132,397
	平均帳簿価額	40,878	43,807	44,722	129,407
レートベース	223,534	225,905	226,820	676,259	

ウラン鉱山プロジェクトについては、弊社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を継続して表示している。

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

(単位：百万円)

項 目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	—	—	—	—	
	給料手当	236,051	244,016	240,325	720,392	
	給料手当振替額(貸方)	▲1,566	▲1,618	▲1,594	▲4,778	
	退職給与金	36,312	43,162	31,291	110,765	
	厚生費	41,837	44,586	44,304	130,727	
	委託検針費	15,655	16,717	16,263	48,635	
	委託集金費	3,246	3,464	3,384	10,094	
	雑給	7,224	4,047	3,175	14,446	
	燃料費	2,765,897	2,425,360	2,151,245	7,342,502	
	使用済燃料再処理等発電費	1,331	24,433	52,354	78,118	
	使用済燃料再処理等既発電費	30,561	30,561	30,561	91,683	
	廃棄物処理費	11,621	14,964	16,883	43,468	
	特定放射性廃棄物処分費	11,572	13,272	5,156	30,000	
	消耗品費	19,627	22,001	18,803	60,431	
	修繕費	386,351	421,073	421,205	1,228,629	
	水利使用料	4,011	4,020	4,053	12,084	
	補償費	8,666	4,744	4,314	17,724	
	賃借料	155,496	142,486	138,130	436,112	
	託送料	19,650	20,498	19,972	60,120	
	事業者間精算費	3,413	3,174	3,310	9,897	
	委託費	230,919	230,151	223,674	684,744	
	損害保険料	4,186	4,009	3,993	12,188	
	普及開発関係費	2,548	2,518	2,446	7,512	
	養成費	3,146	3,353	3,242	9,741	
	研究費	19,558	15,770	15,793	51,121	
	諸費	24,144	23,262	21,311	68,717	
	電気料貸倒損	2,191	2,260	2,282	6,733	
	減価償却費	4,863	5,812	5,662	16,337	
	固定資産除却費	50,673	52,518	74,930	178,121	
	共有設備費等分担額	3,072	3,239	3,291	9,602	
	共有設備費等分担額(貸方)	▲15	▲16	▲16	▲47	
	地帯間購入電源費	169,806	214,808	209,349	593,963	
	地帯間購入送電費	61	2,273	2,121	4,455	
	他社購入電源費	650,057	577,830	534,783	1,762,670	
他社購入送電費	579	579	579	1,737		
建設分担関連費振替額(貸方)	▲787	▲758	▲597	▲2,142		
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲716	▲701	▲704	▲2,121		
開発費	—	—	—	—		
電力費振替勘定(貸方)	▲145	▲145	▲145	▲435		
株式交付費	2,547	—	—	2,547		
社債発行費	—	—	—	—		
小 計	4,923,642	4,617,722	4,305,128	13,846,492		
控除収益項目	地帯間販売電源料	126,485	144,882	142,045	413,412	
	地帯間販売送電料	45	883	763	1,691	
	他社販売電源料	25,036	24,670	4,275	53,981	
	他社販売送電料	1,391	1,273	1,357	4,021	
	遅収加算料金	—	—	—	—	
	託送収益	2,796	3,157	3,148	9,101	
	事業者間精算収益	334	255	340	929	
	電気事業雑収益	51,747	51,716	51,716	155,179	
	預金利息	—	—	—	—	
小 計	207,834	226,836	203,644	638,314		
合 計	4,715,808	4,390,886	4,101,484	13,208,178		
レートベース	589,475	548,861	512,686	1,651,022		

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本 (貯蔵品)]

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	39,115	82,232	85,504	206,851
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	4,889	10,279	10,688	25,856
	燃料油費	消費金額	844,196	660,092	291,721	1,796,009
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	105,525	82,512	36,465	224,502
	ガス費	消費金額	1,879,992	1,679,162	1,770,119	5,329,273
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	234,999	209,894	221,266	666,159
	助燃費	消費金額	2,345	3,732	3,755	9,832
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	293	467	469	1,229
運炭費	消費金額	249	142	146	537	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	31	18	18	67	
	小計	345,737	303,170	268,906	917,813	
新エネルギー等貯蔵品	消費金額	—	—	—	—	
	平均月数	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	
	小計	—	—	—	—	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価	5,490,487	5,563,783	5,640,634	16,694,904	
	一般貯蔵品払出率	1.496%	1.496%	1.496%	1.496%	
	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小計	10,267	10,404	10,548	31,219	
	合計	356,004	313,574	279,454	949,032	
レポートベース		356,004	313,574	279,454	949,032	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
期首帳簿価額	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
期首帳簿価額	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース	—	—	—	—	

(2) 第4条第4項関係

[報酬率]

(単位：%)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	適用率	備考
自己資本報酬率	7.20	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.89	
他人資本報酬率	1.40	1.34	1.82	1.68	1.58	1.35	1.03	1.61	
事業報酬率	—	—	—	—	—	—	—	2.9	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

控除収益明細表

項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間計	備考
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
遅収加算料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地帯間販売電源料	126,485	144,882	142,045	144,882	142,045	142,045	144,882	142,045	413,412	413,412	
地帯間販売送電料	45	883	763	883	763	763	883	763	1,691	1,691	
他社販売電源料	25,036	24,670	4,275	24,670	4,275	4,275	24,670	4,275	53,981	53,981	
他社販売送電料	1,391	1,273	1,357	1,391	1,273	1,357	1,391	1,357	4,021	4,021	
託送収益	2,796	3,157	3,148	3,157	3,148	3,148	3,157	3,148	9,101	9,101	
事業者間精算収益	334	255	340	255	340	340	255	340	929	929	
電気事業雑収益	51,747	51,716	51,716	51,716	51,716	51,716	51,716	51,716	155,179	155,179	
預金利息	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	207,834	226,836	203,644	226,836	203,644	203,644	226,836	203,644	638,314	638,314	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[遅収加算料金]

項目	至近実績				平均遅収率 (%)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
遅収加算料金	0	0	—	—	0.00%	—	—	—	—	—	
電灯・電力料収入	5,295,979	4,504,579	4,796,557	—	—	—	—	—	—	—	

[地帯間販売電源料, 地帯間販売送電料, 他社販売電源料, 他社販売送電料]

項目	至近実績				平均遅収率 (%)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
地帯間販売電源料	126,485	144,882	142,045	144,882	—	—	—	—	—	—	
地帯間販売送電料	45	883	763	883	—	—	—	—	—	—	
電力料	8,670	13,102	12,473	13,102	—	—	—	—	—	—	
電力量(10 ⁶ kWh)	25,036	24,670	4,275	24,670	—	—	—	—	—	—	
他社販売電源料	1,391	1,273	1,357	1,391	—	—	—	—	—	—	
他社販売送電料	1,634	1,603	143	1,603	—	—	—	—	—	—	
電力料	1,634	1,603	143	1,603	—	—	—	—	—	—	
電力量(10 ⁶ kWh)	1,634	1,603	143	1,603	—	—	—	—	—	—	

[託送収益]

項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間計	備考
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
その他託送収益	2,796	3,157	3,148	3,157	3,148	3,148	3,157	3,148	9,101	9,101	

[事業者間精算収益]

項目	至近実績				平均	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
事業者間精算 収益	2,179	2,013	2,900	2,364	2,364	1,928	1,595	1,318	1,764	4,677	
電力量(10 ⁶ kWh)	535	483	698	572	572	464	334	255	340	929	
料金計	535	483	698	572	572	464	334	255	340	929	

[電気事業雑収益]

(単位：百万円)

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均						
契約超過金	2,101	2,064	3,107	2,424	1,101	778	778	778	2,334	
違約金	11	7	10	9	5	6	6	6	18	
諸貸付料	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
受託運転益	25	24	5	18	4	5	5	5	15	
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託工事益	403	540	396	447	469	458	458	458	1,374	
広告料	551	522	500	524	495	479	479	479	1,437	
供給雑収	2,263	2,002	1,906	2,057	2,056	1,999	1,999	1,999	5,997	
雑口	47,297	50,321	51,497	49,705	47,612	48,022	47,991	47,991	144,004	
合計	52,655	55,484	57,424	55,188	51,742	51,747	51,716	51,716	155,179	

[預金利息]

(単位：百万円)

項目	至近実績				平成23年度 (実績見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	適用金 率(%)	原価算定期間 計	備考
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平均残高率 (%)							
普通預金利息	0	0	0	0.00%	—	—	—	—	—		
通知預金利息	1	—	—	0.00%	—	—	—	—	—		
合計	1	0	0	0.00%	—	—	—	—	—		
電灯・電力料収入	5,295,979	4,504,579	4,796,557	—	—	—	—	—	—		

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

8 部門整理表 (その1)

(単位:百万円)

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費			送電費		
	計	一般		計	一般		計	一般		計	一般		計	一般	
		固有	▲		固有	▲		固有	▲		固有	▲		固有	▲
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料手当	29,652	23,714	5,938	-	-	-	115,768	97,355	18,413	1,286	1,266	86,619	67,423	19,196	
給料手当振替額(貸方)	▲192	▲158	▲34	▲415	▲344	▲71	▲781	▲647	▲134	▲1	▲1	▲546	▲447	▲99	
退職給付金	3,979	-	3,979	8,339	-	8,339	15,585	-	15,585	170	-	11,619	-	11,619	
厚生費	5,267	3,946	1,321	11,877	9,433	2,444	22,207	17,719	4,488	205	202	15,341	11,218	4,123	
委託検査費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑給	530	301	229	1,277	797	480	2,617	1,718	899	10	10	1,497	828	669	
燃料費	-	-	-	7,342,502	7,342,502	-	33,038	33,038	-	-	-	-	-	-	
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	62,790	62,790	-	-	-	-	-	-	
廃棄物処理費	-	-	-	21,733	21,733	-	21,570	21,570	-	165	165	-	-	-	
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	30,000	30,000	-	-	-	-	-	-	
消耗品費	998	591	407	8,872	8,176	696	25,284	24,024	1,260	96	87	2,525	1,211	1,314	
修繕費	45,469	44,828	641	270,806	269,925	881	213,867	211,346	2,521	683	46	94,666	91,517	3,149	
水利使用料	12,084	12,084	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補償費	1,397	1,371	26	8,914	8,746	168	691	678	13	-	-	5,690	5,583	107	
賃借料	4,393	1,329	3,064	39,893	34,771	5,122	36,072	22,434	13,638	144	141	140,303	117,505	22,798	
託送料	768	768	-	520	520	-	-	-	-	-	-	58,832	58,832	-	
(768)	(768)	(768)	(-)	(520)	(520)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
委託費	16,349	12,971	3,378	34,142	28,950	5,192	301,572	255,706	45,866	251	179	31,365	24,643	6,722	
損害保険料	-	-	-	2,287	2,258	29	3,619	3,575	44	-	-	2,765	2,730	35	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	170,220	170,220	-	-	-	-	-	-	
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	2,451	2,451	-	-	-	-	-	-	
養成費	230	-	230	482	-	482	4,279	-	4,279	10	10	672	-	672	
研究費	1,654	-	1,654	10,923	-	10,923	18,470	-	18,470	1,854	1,854	3,781	-	3,781	
諸費	2,498	1,608	890	6,952	5,258	1,694	17,086	13,959	3,127	127	115	5,409	2,664	2,745	
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
固定資産税	27,361	27,020	341	51,133	50,808	325	44,270	43,181	1,089	454	432	67,755	66,194	1,561	
雑税	39	31	8	2,450	1,972	478	11,110	8,944	2,166	165	133	597	481	116	
減価償却費	124,167	122,909	1,258	465,929	464,243	1,686	282,262	277,927	4,335	2,881	2,795	420,517	414,328	6,189	
(12,243)	(12,215)	(28)	(29,843)	(29,773)	(70)	(17,931)	(17,889)	(17,889)	(42)	(161)	(161)	(161)	(161)	(161)	
固定資産除却費	10,744	10,552	192	47,979	47,753	226	20,555	19,877	678	37	24	81,371	80,274	1,097	
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	15,759	15,759	-	-	-	-	-	-	
共有設備費等分担額	2,817	2,817	-	3,138	3,138	-	81	81	-	-	-	3,444	3,444	-	
▲32	▲32	-	▲15	▲15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設分担保連費振替額(貸方)	▲72	-	▲72	▲675	-	▲675	▲366	-	▲366	▲6	▲6	▲422	-	▲422	
▲45	▲45	-	▲1,350	▲265	▲1,085	-	▲203	-	▲203	▲1	▲1	▲152	-	▲152	
開募費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式交付費	233	-	233	393	-	393	124	-	124	5	5	699	-	699	
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税等	406	-	406	9,839	-	9,839	1,844	-	1,844	12	12	1,378	-	1,378	
電気事業報酬	64,031	-	64,031	174,850	-	174,850	137,108	-	137,108	1,471	1,471	156,489	-	156,489	
(4,826)	(-)	(4,826)	(10,561)	(-)	(10,561)	(13,609)	(13,609)	(-)	(13,609)	(55)	(55)	(55)	(-)	(55)	
合計	354,725	266,650	88,075	8,584,900	8,352,309	232,591	1,608,949	1,331,254	277,695	10,018	4,412	5,606	1,202,111	958,325	243,786

(記載注意) 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
 2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。
 3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

8 部門整理表 (その2)

(単位: 百万円)

	変電費		配電費		販売費		合計
	計		計		計		
	固有	一般	固有	一般	固有	一般	
役員給与	-	-	-	-	-	-	-
給料手当振替額 (貸方)	74,508	17,123	191,092	32,201	159,342	20,332	720,392
給料手当振替額 (貸方)	▲466	▲85	▲1,273	▲220	▲1,104	▲183	▲4,778
退職給付金	9,996	9,996	25,649	25,649	21,375	21,375	96,712
厚生費	13,178	3,631	34,076	7,641	28,576	5,445	130,727
委託検針費	-	-	-	-	48,635	-	48,635
委託集金費	-	-	-	-	10,094	-	10,094
雑給	1,455	575	4,041	1,473	3,019	1,230	14,446
燃料費	-	-	-	-	-	-	7,375,540
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	62,790
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	43,468
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	30,000
消耗品費	3,206	1,172	8,661	2,204	10,789	1,392	60,431
修繕費	57,008	1,005	541,257	5,702	4,873	4,873	1,228,629
水利使用料	-	-	-	-	-	-	12,084
補償費	31	30	927	17	74	73	17,724
賃借料	44,658	9,023	136,487	29,447	34,162	34,162	436,112
託送料	-	-	-	-	-	-	60,120
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	(1,288)
委託費	21,426	4,801	126,649	35,857	152,990	28,003	684,744
損害保険料	1,317	1,300	2,200	28	-	-	12,188
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	170,220
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	7,512
養成費	577	577	1,480	1,480	5,061	2,764	2,297
研究費	3,184	3,184	9,079	9,079	2,176	2,176	9,741
諸費	3,351	2,404	12,417	5,277	20,877	4,498	51,121
電気料貸倒損	-	-	-	-	7,184	7,184	68,717
固定資産税	36,694	525	95,605	2,398	2,191	2,191	7,184
雑税	3,417	666	1,545	301	5,247	1,023	325,463
減価償却費	189,522	2,010	357,330	348,386	8,567	8,567	24,570
固定資産除却費	34,920	358	85,638	1,602	1,457	1,457	1,851,175
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	(60,178)
共有設備等分担額	-	-	122	122	-	-	282,701
共有設備等分担額 (貸方)	-	-	-	-	-	-	15,759
建設分担関連費振替額 (貸方)	▲203	▲203	▲398	▲398	-	-	9,602
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	▲72	▲72	▲231	▲231	▲67	▲67	▲2,142
開発費	-	-	-	-	-	-	▲2,121
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	285	285	796	796	12	12	2,547
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	652	-	2,100	-	611	-	16,842
電気事業報酬	69,878	69,878	197,091	197,091	4,556	4,556	805,474
合計	568,522	440,999	1,832,340	368,438	532,708	145,962	14,694,273

(記載注意) 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
 2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。
 3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4 (第6条第4項関係)

配電費・販売費整理表

	高压配電費	低圧配電費	需要家費	給電費		一般販売費	合計
				ネットワーク 給電費	非ネットワー ク給電費		
役員給与	-	-	-	-	-	-	-
給料手当	123,664	43,675	90,230	16,254	764	75,847	350,434
給料手当振替額(貸方)	▲824	▲291	▲619	▲113	▲5	▲525	▲2,377
退職給与金	16,599	5,862	12,106	2,180	103	10,174	47,024
厚生費	22,052	7,788	16,158	2,915	137	13,602	62,652
委託検針費	-	-	48,635	-	-	-	48,635
委託集金費	-	-	10,094	-	-	-	10,094
雑給	2,615	924	1,762	308	14	1,437	7,060
燃料費	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	5,605	1,979	7,113	832	39	3,882	19,450
修繕費	258,818	91,410	193,062	497	23	2,320	546,130
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-
補償費	600	212	146	8	-	35	1,001
貸借料	100,864	35,623	17,260	3,054	144	13,704	170,649
託送料	-	-	-	-	-	-	-
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-
委託費	92,564	32,692	112,905	14,695	689	26,094	279,639
損害保険料	1,439	508	253	-	-	-	2,200
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	5,061	5,061
養成費	958	338	699	867	41	588	3,491
研究費	4,560	1,610	2,970	1,954	92	69	11,255
諸費	8,036	2,838	9,981	2,063	97	10,279	33,294
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	7,184	7,184
固定資産税	62,505	22,076	11,938	223	11	1,043	97,796
雑税	1,000	353	2,381	535	25	2,498	6,792
減価償却費	233,620	82,510	44,774	874	41	4,078	365,897
固定資産除却費	55,838	19,721	10,687	148	7	694	87,095
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担保額	90	32	-	-	-	-	122
共有設備費等分担保額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-
建設分担保連費振替額(貸方)	▲294	▲104	-	-	-	-	▲398
附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)	▲171	▲60	▲28	▲7	-	▲32	▲298
開発費	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	520	184	97	1	-	6	808
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	1,373	485	497	62	3	291	2,711
電気事業報酬	128,856	45,510	24,625	465	22	2,169	201,647
合計	1,120,887	395,875	617,726	47,815	2,247	180,498	2,365,048

(単位：百万円)

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5 (第8条第1項、第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費用明細表 (その1)

	水力発電費のうちの アンダリーサービス費			火力発電費のうちの アンダリーサービス費			送電電費			受電用変電サービス費		
	計			計			計			計		
	固定	可変	—	固定	可変	—	固定	可変	—	固定	可変	—
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給料手当	1,621	—	—	3,957	—	—	86,619	—	—	—	—	—
給料手当振替額 (貸方)	▲11	—	—	▲26	—	—	▲546	—	—	—	—	—
退職給与金	218	—	—	531	—	—	11,619	—	—	—	—	—
厚生費	288	—	—	757	—	—	15,341	—	—	—	—	—
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	29	—	—	81	—	—	1,497	—	—	—	—	—
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	27	—	—	283	—	—	1,262	—	—	—	—	—
修繕費	2,486	—	—	17,251	—	—	94,666	—	—	—	—	—
水利使用料	661	—	—	568	—	—	5,690	—	—	—	—	—
補償費	76	—	—	2,541	—	—	140,303	—	—	—	—	—
賃借料	240	—	—	—	—	—	57,444	—	—	—	—	—
託送料	—	—	—	—	—	—	9,897	—	—	—	—	—
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	31,365	—	—	—	—	—
委託費	894	—	—	2,175	—	—	2,765	—	—	—	—	—
損害保険料	—	—	—	146	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
養成費	13	—	—	31	—	—	672	—	—	—	—	—
研究費	90	—	—	696	—	—	3,781	—	—	—	—	—
諸費	137	—	—	443	—	—	5,409	—	—	—	—	—
電気料貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	1,496	—	—	3,257	—	—	67,755	—	—	—	—	—
雑税	2	—	—	156	—	—	597	—	—	—	—	—
減価償却費	6,569	—	—	29,438	—	—	420,517	—	—	—	—	—
固定資産除却費	587	—	—	3,056	—	—	81,371	—	—	—	—	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	154	—	—	200	—	—	3,444	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額 (貸方)	▲2	—	—	▲1	—	—	—	—	—	—	—	—
地帯間購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	—	—	—	—	—	—	4,455	—	—	—	—	—
他社購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	—	—	—	—	—	—	972	—	—	—	—	—
建設分担保連費振替額 (貸方)	▲4	—	—	▲43	—	—	▲422	—	—	—	—	—
附帯事業営業費用分担保連費振替額 (貸方)	▲2	—	—	▲86	—	—	▲152	—	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	13	—	—	25	—	—	699	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	22	—	—	627	—	—	1,378	—	—	—	—	—
電気事業報酬	3,414	—	—	11,052	—	—	156,489	—	—	—	—	—
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	—	—	—	—	—	—	▲1,691	—	—	—	—	—
他社販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	—	—	—	—	—	—	▲4,021	—	—	—	—	—
合計	19,018	—	—	77,115	—	—	1,201,826	—	—	—	—	—
							1,187,018	—	—	—	—	—
							347,949	—	—	—	—	—
							14,808	—	—	—	—	—
							478	—	—	—	—	—
							49,502	—	—	—	—	—
							346,774	—	—	—	—	—

(記載注意) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費明細表 (その2)

(単位: 百万円)

	配電用変電サービス費		高圧配電費		ネットワーク給電費		計		需要家費	合計
	計		計		計		計			
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変		
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料手当	66,312	-	123,664	-	16,254	-	306,623	306,623	90,230	396,853
給料手当振替額(貸方)	▲415	-	▲824	-	▲113	-	▲1,986	▲1,986	▲619	▲2,605
退職給付金	8,896	-	16,599	-	2,180	-	41,143	41,143	12,106	53,249
厚生費	11,728	-	22,052	-	2,915	-	54,531	54,531	16,158	70,689
委託概算費	-	-	-	-	-	-	-	-	48,635	48,635
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	10,094	10,094
雑給	1,295	-	2,615	-	308	-	5,985	5,985	1,762	7,747
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	857	429	5,605	2,802	832	416	12,478	6,392	7,113	19,591
修繕費	14,281	-	258,818	258,818	497	-	430,726	430,726	193,062	623,788
水利使用料	-	-	-	-	-	-	661	661	-	661
補償費	28	28	600	600	8	8	6,973	6,973	146	7,119
賃借料	11,187	-	100,864	100,864	3,054	-	291,660	291,660	17,260	308,920
託送料	-	-	-	-	-	-	58,832	57,444	-	58,832
事業者間清算費	-	-	-	-	-	-	9,897	9,897	-	9,897
委託費	5,367	-	92,564	92,564	14,695	-	163,119	163,119	112,905	276,024
損害保険料	1,172	-	1,439	1,439	-	-	5,667	5,667	253	5,920
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及関係係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	514	-	958	958	867	-	3,118	3,118	699	3,817
研究費	839	-	4,560	4,560	1,954	-	14,265	14,265	2,970	17,235
諸費	896	-	8,036	8,036	2,063	-	19,439	19,439	9,981	29,420
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	10,700	-	62,505	62,505	223	-	171,930	171,930	11,938	183,868
雑税	913	-	1,000	1,000	535	-	5,707	5,707	2,381	8,088
減価償却費	55,265	-	233,620	233,620	874	-	880,540	880,540	44,774	925,314
固定資産除却費	10,183	-	55,838	55,838	148	-	175,920	175,920	10,687	186,607
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	90	90	-	-	3,888	3,888	-	3,888
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	▲3	▲3	-	▲3
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く)	-	-	-	-	-	-	4,455	4,455	-	4,455
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く)	-	-	-	-	-	-	972	972	-	972
建設分担関連費振替額(貸方)	▲59	-	▲294	▲294	-	-	▲966	▲966	-	▲966
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲19	-	▲171	▲171	▲7	-	▲490	▲490	▲28	▲518
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	83	-	520	520	1	-	1,543	1,543	97	1,640
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	174	-	1,373	1,373	62	-	4,114	4,114	497	4,611
電気事業報酬	20,376	-	128,856	128,856	465	-	370,154	370,154	24,625	394,779
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く)	-	-	-	-	-	-	▲1,691	▲1,691	-	▲1,691
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く)	-	-	-	-	-	-	▲4,021	▲3,517	-	▲4,021
合計	220,573	220,144	1,120,887	1,118,084	47,815	47,399	3,035,183	3,015,552	617,726	3,652,909

(記載注意) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6 (第9条第3項関係)

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延長約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	11,302	—	10,669	10,568	84,405	46,000	81,998
高圧需要	20,727	409,040	20,301	16,775	106,729	2,962,000	102,244
低圧需要	28,381	1,442,058	24,583	24,425	113,704	344,711,000	105,682
合計	60,410	1,851,098	55,553	51,768	304,838	347,719,000	289,924

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量については、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要245,995百万kWh、高圧需要306,732百万kWh、低圧需要317,046百万kWh。

様式第6の2 (第9条の2第3項関係)

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	29,030	27,990	21,963	178,001
低圧需要	28,381	24,583	27,444	113,704
合計	57,411	52,573	49,407	291,705

様式第6の4（第14条の3関係）
第1表

追加事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
連系設備特別報酬額	—	送配電部門電気事業報酬額 425,823,000
還元元額	—	
内部留保相当額控除額	—	
追加事業報酬額 (4)=(1)-(2)-(3)	—	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。
(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：千円)

	連系設備		関連周辺設備		合計
	名称	区間又は所在地	金額	名称 金額	
特定固定資産	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
建設中の資産	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
連系設備特別報酬対象額					—

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項(沖縄電力にあっては、第19条の13第3項)の建設中のものについて記載すること。

様式第8 (第19条第6項関係)

第1表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位：百万円)

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
低 圧 需 要	3,819,159	3,615,490	590,898	8,025,547	317,046	25.31	8,025,541

(記載注意)
様式第1の注1及び2と同様とすること。